

3 生活保護事業

1 概況

(1) 制度の基本原則

生活保護は、生活に困窮する国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度です。

生活保護制度は、「国家責任による最低生活保障の原理」、「保護請求権無差別平等の原理」、「健康で文化的な最低生活保障の原理」、「保護の補足性の原理」の四つの基本原則によって運用されます。

「国家責任による最低生活保障の原理」とは、生活に困窮する国民の保護を国がその責任において実施すべきことを規定したものです。

「保護請求権無差別平等の原理」とは、性別や社会的身分により差別されることなく、もっぱら生活に困窮しているかどうかという経済状態に着目して保護を行うということです。

「健康で文化的な最低生活保障の原理」とは、この制度で保障する水準を規定したものであり、この水準は憲法上の権利として保障されている生存を可能にするものでなくてはなりません。

「保護の補足性の原理」とは、保護を受けるための最小限の要件を規定したものです。保護を受けるためには、各自が持てる能力に応じて最善の努力をすることが先決であり、そのような努力をしてもなお最低生活が営めない場合にはじめて保護が行われます。

(2) 本市の動向

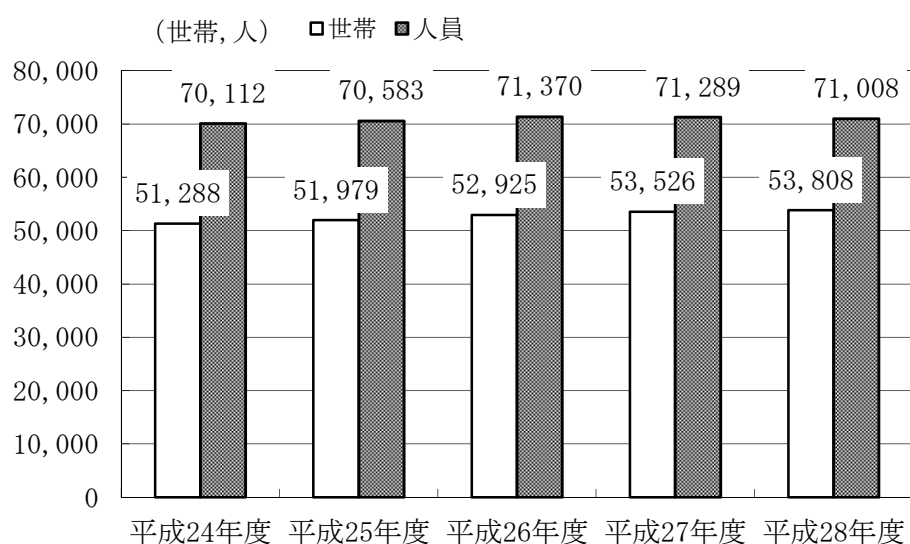
平成 20 年度後半から、景気や雇用情勢の急激な悪化により、保護世帯数が急増しましたが、近年は、景気動向の回復により、増加率が徐々に鈍化してきています。平成 29 年 3 月時点では保護受給世帯が 53,808 世帯で、前年同月比 100.5%と横ばいに近い状態となっています。

(3) 被保護者数の推移

(各年度3月分)

年 度	常 住 人 口		被保護者数		保 護 率 (%)	
	世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員
平成24年度	1,605,989	3,694,802	51,288	70,112	3.19	1.90
平成25年度	1,617,991	3,700,962	51,979	70,583	3.21	1.91
平成26年度	1,632,193	3,709,467	52,925	71,370	3.24	1.92
平成27年度	1,645,208	3,723,874	53,526	71,289	3.25	1.91
平成28年度	1,659,702	3,728,021	53,808	71,008	3.24	1.90

被保護者数の推移



(4) 被保護者数の月別推移

(平成28年度)

年 月	常 住 人 口		被保護者数		保 護 率 (%)	
	世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員
28年 4月	1,652,211	3,726,365	53,424	70,773	3.23	1.90
28年 5月	1,657,327	3,732,029	53,427	70,690	3.22	1.89
28年 6月	1,658,398	3,732,539	53,481	70,749	3.22	1.90
28年 7月	1,659,346	3,733,073	53,500	70,705	3.22	1.89
28年 8月	1,659,203	3,732,609	53,543	70,724	3.23	1.89
28年 9月	1,659,435	3,732,794	53,562	70,799	3.23	1.90
28年 10月	1,659,883	3,732,616	53,610	70,830	3.23	1.90
28年 11月	1,661,687	3,732,768	53,699	70,896	3.23	1.90
28年 12月	1,661,280	3,732,092	53,743	70,913	3.24	1.90
29年 1月	1,661,002	3,731,096	53,746	70,944	3.24	1.90
29年 2月	1,660,623	3,730,158	53,765	70,919	3.24	1.90
29年 3月	1,659,702	3,728,021	53,808	71,008	3.24	1.90

(停止中を含む)

(5) 福祉保健センター別被保護者数

(平成29年3月分)

福祉保健センター	常 住 人 口		被保護者数		保 護 率 (%)	
	世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員
鶴 見	134,439	287,334	5,395	7,229	4.01	2.52
神奈川	120,800	239,999	3,134	3,962	2.59	1.65
西	52,054	98,697	1,545	1,869	2.97	1.89
中	79,401	148,939	8,491	9,289	10.69	6.24
南	96,220	194,471	6,053	7,677	6.29	3.95
港 南	91,538	214,171	2,252	3,163	2.46	1.48
保土ヶ谷	93,920	206,429	2,935	4,099	3.13	1.99
旭	103,492	246,213	3,506	4,881	3.39	1.98
磯 子	75,311	166,414	2,192	2,945	2.91	1.77
金 沢	87,019	200,479	1,612	2,257	1.85	1.13
港 北	164,705	346,759	2,799	3,617	1.70	1.04
緑	75,541	181,023	2,067	3,091	2.74	1.71
青 葉	126,308	310,214	1,826	2,463	1.45	0.79
都 筑	81,322	211,990	1,249	1,780	1.54	0.84
戸 塚	114,639	275,901	2,690	3,766	2.35	1.36
栄	50,963	121,360	1,158	1,606	2.27	1.32
泉	61,257	153,624	2,322	3,282	3.79	2.14
瀬 谷	50,773	124,004	2,582	4,032	5.09	3.25
総 計	1,659,702	3,728,021	53,808	71,008	3.24	1.90

(停止中を含む)

(6) 福祉保健センター別の扶助別被保護世帯数

(平成 29 年 3 月分)

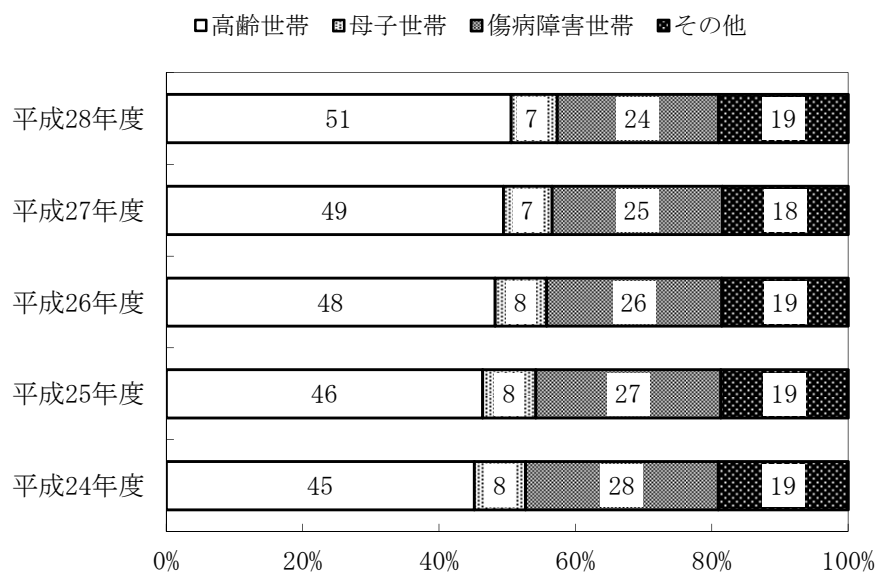
福祉保健センター	保護 実世帯数	生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭
鶴見	5,384	4,825	4,803	390	1,031	5,022	0	237	22
神奈川	3,130	2,804	2,802	157	628	2,997	0	92	18
西	1,543	1,385	1,342	52	316	1,428	0	27	9
中	8,478	7,822	7,820	155	1,508	7,838	0	88	59
南	6,043	5,486	5,505	373	1,126	5,816	0	192	27
港南	2,250	2,019	1,997	187	436	2,185	0	110	14
保土ヶ谷	2,929	2,665	2,642	218	614	2,814	0	131	15
旭	3,492	3,170	3,115	289	785	3,327	0	180	10
磯子	2,190	1,969	1,968	156	458	2,084	0	93	12
金沢	1,607	1,448	1,439	136	322	1,544	0	70	6
港北	2,795	2,509	2,506	164	500	2,647	0	94	8
緑	2,064	1,839	1,874	240	459	1,977	0	129	11
青葉	1,824	1,620	1,687	152	339	1,726	0	81	10
都筑	1,246	1,112	1,125	122	312	1,179	0	68	4
戸塚	2,684	2,417	2,378	238	594	2,597	0	134	10
栄	1,154	1,025	1,027	77	245	1,090	0	50	4
泉	2,318	2,140	2,131	218	593	2,245	0	118	11
瀬谷	2,576	2,337	2,399	316	584	2,447	0	198	12
総計	53,707	48,592	48,560	3,640	10,850	50,963	0	2,092	262

(7) 世帯類型別被保護世帯数の推移

(各年度3月分)

年 度	単身世帯			2人以上の世帯				合 計
	高 齢	傷病障害	そ の 他	高 齢	母 子	傷病障害	そ の 他	
平成24年度	20,931	12,065	6,147	2,195	3,849	2,406	3,611	51,204
平成25年度	21,838	11,839	6,239	2,237	4,033	2,240	3,457	51,883
平成26年度	23,144	11,465	6,311	2,332	3,986	2,108	3,488	52,834
平成27年度	24,041	11,345	6,400	2,359	3,819	1,994	3,466	53,424
平成28年度	24,748	10,872	6,686	2,413	3,618	1,841	3,529	53,707

被保護世帯の世帯類型別比率 (小数点以下四捨五入)



(8) 労働力類型別被保護世帯数の推移

(各年度3月分)

年 度	世帯主が働いている世帯				世帯員のみ が働いてい る世帯	働いている 者がいない 世帯	合 計
	常用勤労者	日雇労働者	内職者	その他就業者			
平成 24 年度	6,425	636	861	755	1,441	41,086	51,204
平成 25 年度	7,021	522	807	725	1,477	41,331	51,883
平成 26 年度	7,400	455	807	692	1,478	42,002	52,834
平成 27 年度	7,421	437	822	670	1,473	42,601	53,424
平成 28 年度	7,450	406	761	640	1,466	42,984	53,707

(9) 開始・廃止件数の推移

(各年度延)

年 度	開 始		廃 止	
	世帯数	人 員	世帯数	人 員
平成 24 年度	10,003	13,331	8,360	10,451
平成 25 年度	9,255	12,346	8,518	10,775
平成 26 年度	8,851	11,738	7,917	9,976
平成 27 年度	8,747	11,480	8,205	10,556
平成 28 年度	8,345	10,950	8,024	10,085

(10) 生活保護費支出状況

(平成28年度) (単位:円)

	総 額	扶 助 の 内 容					
		生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	そ の 他
総 計	128,585,148,212	41,895,902,899	28,196,276,597	602,657,819	2,946,281,303	52,755,799,953	2,188,229,641
健 康 福 祉 局	54,980,688,894	0	0	0	2,930,707,856	52,049,981,038	0
鶴 見	7,560,981,425	4,241,931,173	2,954,713,164	66,659,328	1,202,820	63,043,717	233,431,223
神 奈 川	4,131,809,577	2,325,134,963	1,601,156,456	24,117,506	580,875	42,325,458	138,494,319
西	2,097,211,944	1,188,506,627	780,029,395	8,872,972	604,918	14,866,720	104,331,312
中	12,935,972,433	7,007,690,747	5,492,321,483	25,319,134	1,933,110	66,843,164	341,864,795
南	8,477,809,015	4,781,757,711	3,316,005,761	60,190,298	914,965	80,439,858	238,500,422
港 南	2,866,716,675	1,674,395,016	1,002,270,034	30,500,704	365,407	30,841,504	128,344,010
保 土 ヶ 谷	3,795,386,218	2,287,255,762	1,315,695,493	36,261,582	689,179	45,300,676	110,183,526
旭	4,562,425,115	2,714,230,041	1,602,273,512	49,140,880	845,794	40,829,752	155,105,136
磯 子	2,871,205,374	1,649,649,276	1,078,425,768	24,176,221	518,383	26,238,982	92,196,744
金 沢	2,012,133,714	1,184,268,323	732,078,778	22,891,012	848,731	22,153,950	49,892,920
港 北	3,762,799,987	2,092,737,514	1,518,793,260	26,810,399	913,854	38,940,068	84,604,892
緑	2,819,838,915	1,620,401,294	1,041,338,428	40,452,958	996,390	38,570,610	78,079,235
青 葉	2,544,630,580	1,371,859,380	1,070,009,165	25,922,158	470,389	27,623,755	48,745,733
都 筑	1,623,628,147	936,376,668	599,283,623	21,134,750	564,364	25,603,560	40,665,182
戸 塚	3,494,134,439	2,071,051,744	1,231,326,525	38,922,126	1,687,441	47,466,091	103,680,512
栄	1,489,222,894	826,308,378	577,485,853	12,685,638	273,130	10,922,260	61,547,635
泉	3,003,585,357	1,837,520,321	1,020,740,435	35,177,296	236,020	32,006,110	77,905,175
瀬 谷	3,554,967,509	2,084,827,961	1,262,329,464	53,422,857	1,927,677	51,802,680	100,656,870
区 計	73,604,459,318	41,895,902,899	28,196,276,597	602,657,819	15,573,447	705,818,915	2,188,229,641

2 保護施設

生活保護法による保護施設は救護施設3か所、更生施設3か所、医療保護施設2か所で、その状況は次のとおりです。

(1) 生活保護法による保護施設の入所状況

(平成29年3月末現在)

	施設名	設置主体	所在地	定員	現在員	被保護者数
救護施設	横浜市浦舟園	横浜市	南区浦舟町3-46	100	99	99
	清明の郷	(福)横浜社会福祉協会	南区中村町5-315	190	190	190
	岡野福祉会館	(福)恩賜財団神奈川県同胞援護会	西区岡野2-15-6	130	143	142
更生施設	横浜市中心浩生館	横浜市	南区中村町3-211	68	70	69
	甲突寮	(福)幼年保護会	磯子区丸山1-19-20	50	37	37
	民衆館	(福)横浜愛隣会	南区睦町1-27	68	69	69
医療保護施設	済生会神奈川県病院	(福)恩賜財団済生会支部神奈川県済生会	神奈川県富家町6-6	—	—	—
	済生会若草病院	(福)恩賜財団済生会支部神奈川県済生会	金沢区平潟町12-1	—	—	—

3 法外援護事業

被保護者に対して市費による法律外援護として平成 28 年度は、次のとおり扶助しました。

(1) 被保護者援護費

(平成 28 年度) (金額単位：円)

項 目	人 員	金 額	内 容
日用品セット支給	126	78,926	緊急入院時日用品セット支給
肌 着 支 給	359	403,693	緊急入院時肌着支給
計		482,619	

(2) 民間保護施設

(平成 28 年度) (金額単位：円)

項 目	対象施設数	金 額	内 容
職員雇用費	4	20,678,715	国の定める措置費の職員配置基準を超えて、職員を雇用するための加算配置経費
職員処遇費	3	8,745,024	職員の平均勤続年数に応じた昇給財源の確保に必要な経費
一般管理費	6	22,533,294	庁費、旅費、保健衛生費、補修費等施設の管理の充実に要する経費
特別管理費	1	228,240	高圧電気、ボイラー、エレベーターの保守管理委託に要する経費
県所管施設に対する負担	1	368,895	神奈川県所管施設へ横浜市が措置している入所者の法外扶助を負担(神奈川県と横浜市で相互に負担)
計		54,126,430	

※人員は年間延べ人数による。

4 国民年金事業

わが国の国民年金制度は、昭和36年4月の発足から半世紀以上経過しています。その間、昭和61年4月に公的年金制度の大改正による基礎年金の導入、平成9年1月の基礎年金番号制の開始などが行なわれ、本格的な国民皆年金制度を確立することができました。

また、加入者の増加に伴い市区町村の役割も重要となりました。被保険者を把握し、適用した者を収納に結びつけていくことが、市民一人ひとりの年金受給権を確保し、制度の基盤を強化することにつながるからです。

平成12年度の地方分権一括法により、国と市区町村の役割分担の見直しが行なわれ、機関委任事務が廃止となり、市区町村の事務は法定受託事務及び協力・連携事務となり、平成14年度からは保険料収納に関する事務などが国に移管されました。平成22年1月には、社会保険庁に代わり日本年金機構が設立され、市区町村と役割分担して業務にあたっています。

現在、年金制度は大きな転換期を迎えています。少子高齢化が深刻な問題となるなかで、老後の基盤となる年金制度が何十年にもわたって持続可能であるためには、社会経済の変化に柔軟に対応できる制度にすることが不可欠です。このため、平成16年度の公的年金制度改正によって、保険料の上昇を極力抑え、将来水準を固定することや、給付水準を自動的に調整する仕組みの導入などが行われました。

1 適用事務

平成3年4月の改正により、日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、老齢（退職）年金の受給権者を除いて全員が国民年金に加入することとなり、市区町村においても自営業者や学生などの第1号被保険者の適用事務を行ってきました。

平成14年4月からは、厚生年金又は共済組合加入者の被扶養配偶者である第3号被保険者の適用は、市区町村の事務ではなくなりました。

本市では、市民の年金受給権の確保を図るため、自営業者や学生等の未加入者に対してはダイレクトメールによる個別の加入勧奨を実施しておりました。その他にも、新聞折り込みによる「国民年金特集号」の各戸配布、市内各所での「国民年金パネル展及び年金相談」の開催、各区主催の年金特別相談など各種の方法により国民年金制度の普及推進を図っておりました。

これら「適用促進」及び「広報」活動も、平成14年4月から市区町村の法定受託事務ではなくなり、現在広報活動は協力連携事務として行っています。

20歳到達者への加入勧奨状は年金事務所から送付されていますが、本市は協力連携事務として、横浜市の住民基本台帳ネットワークへの全員参加が行われるまで20歳到達者の住民記録情報を提供していません。

本市の平成29年3月31日現在の被保険者数は表1のとおりです。

表1 被保険者数

(平成29年3月31日現在)

種別 区名	第1号 被保険者	任意加入 被保険者	合計	付加年金加入者(再掲)		
				任意	強制	計
鶴見区	33,379	524	33,903	1,303	0	1,303
神奈川区	28,275	519	28,794	1,147	0	1,147
西区	11,849	224	12,073	520	0	520
中区	21,049	384	21,433	784	0	784
南区	27,065	420	27,485	1,036	0	1,036
港南区	24,233	498	24,731	1,148	0	1,148
保土ヶ谷区	25,866	441	26,307	1,152	4	1,156
旭区	28,950	551	29,501	1,312	1	1,313
磯子区	19,110	460	19,570	1,019	0	1,019
金沢区	22,302	539	22,841	1,267	1	1,268
港北区	40,218	861	41,079	1,934	2	1,936
緑区	20,916	356	21,272	860	2	862
青葉区	37,169	946	38,115	2,100	0	2,100
都筑区	25,232	454	25,686	1,184	3	1,187
戸塚区	29,309	585	29,894	1,829	3	1,832
栄区	12,831	317	13,148	717	0	717
泉区	18,013	360	18,373	1,197	0	1,197
瀬谷区	16,074	222	16,296	689	2	691
横浜市計	441,840	8,661	450,501	21,198	18	21,216

2 免除等事務

経済的な理由等で保険料納付が困難な人などについては、適切に免除の適用を実施し、年金受給権の確保に努めてきました。

平成14年7月から半額免除制度が加わり、学生納付特例制度では、対象範囲が夜間部・定時制課程・通信制課程へ拡大され、平成17年度からすべての各種学校（1年以上の課程の在籍者に限る）なども対象となりました。また、平成17年7月には30歳未満の人を対象とした若年者納付猶予制度が施行され、平成18年7月から申請免除制度に新たに3/4免除・1/4免除も追加され、対象者の拡大が図られました。さらに、平成26年度から、申請可能期間が拡大（原則、2年1か月前まで遡って申請可能）されました。

直近では、平成28年7月から、若年者納付猶予が対象を50歳未満までに拡大した納付猶予に改正されています。

平成29年3月31日現在の免除等適用状況は表2のとおりです。

表2 免除等適用状況

(平成29年3月31日現在)

種別 区名	第1号 被保険者 (任意除く) A	免除者数								免除率 (%) B/A
		法定 免除	全額 免除	3/4 免除	半額 免除	1/4 免除	学生 納付特例	納付猶予	計B	
鶴見区	33,379	2,623	3,036	338	239	167	3,329	914	10,646	31.9
神奈川区	28,275	1,950	2,448	287	169	99	3,415	744	9,112	32.2
西区	11,849	745	1,382	137	68	48	1,000	273	3,653	30.8
中区	21,049	2,172	2,350	189	113	79	1,661	497	7,061	33.5
南区	27,065	2,713	2,826	287	197	103	2,331	613	9,070	33.5
港南区	24,233	2,126	2,101	245	149	62	3,142	708	8,533	35.2
保土ヶ谷区	25,866	2,386	2,391	228	146	127	3,625	773	9,676	37.4
旭区	28,950	2,838	2,600	293	199	117	3,439	881	10,367	35.8
磯子区	19,110	1,526	1,913	213	141	82	2,241	612	6,728	35.2
金沢区	22,302	1,796	2,025	217	142	104	3,420	702	8,406	37.7
港北区	40,218	2,302	3,197	323	233	153	5,424	1,027	12,659	31.5
緑区	20,916	1,722	1,872	226	160	100	2,926	709	7,715	36.9
青葉区	37,169	1,653	2,721	283	191	128	7,044	1162	13,182	35.5
都筑区	25,232	1,337	2,005	228	166	56	4,537	912	9,241	36.6
戸塚区	29,309	2,401	2,467	284	198	113	4,129	989	10,581	36.1
栄区	12,831	1,229	1,217	134	93	46	1,697	442	4,858	37.9
泉区	18,013	1,829	1,665	207	130	68	2,402	579	6,880	38.2
瀬谷区	16,074	2,018	1,690	240	143	95	1,710	568	6,464	40.2
横浜市計	441,840	35,366	39,906	4,359	2,877	1,747	57,472	13,105	154,832	35.0

3 給付事務

(1) 拠出制の国民年金（基礎年金）

拠出制の国民年金（基礎年金）受給権者数は、制度の成熟や、人口構造の高齢化等のため増加しており、今後もさらに増加するものと見込まれています。

平成 29 年 3 月 31 日現在の拠出制の国民年金受給権者数は表 3 及び表 4 のとおりです。

表 3 拠出制国民年金受給権者数（旧法）

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

種別 区名	老齢年金				障害年金	母子年金	遺児年金	寡婦年金	合計
	老齢	通老	5年	小計					
鶴見区	736	796	33	1,565	41	0	0	0	1,606
神奈川区	742	740	15	1,497	23	0	0	0	1,520
西区	392	332	8	732	14	0	0	0	746
中区	573	497	15	1,085	26	0	0	0	1,111
南区	834	686	14	1,534	47	0	0	0	1,581
港南区	487	707	11	1,205	28	0	0	0	1,233
保土ヶ谷区	595	785	22	1,402	42	0	0	0	1,444
旭区	634	970	12	1,616	43	0	0	0	1,659
磯子区	508	604	11	1,123	18	0	1	0	1,142
金沢区	627	866	13	1,506	29	0	0	0	1,535
港北区	920	1,099	31	2,050	42	0	0	0	2,092
緑区	368	507	3	878	22	0	0	0	900
青葉区	648	969	11	1,628	26	0	0	0	1,654
都筑区	380	417	4	801	13	0	0	0	814
戸塚区	616	852	12	1,480	35	0	0	0	1,515
栄区	308	411	6	725	15	0	0	0	740
泉区	371	488	5	864	37	0	0	0	901
瀬谷区	293	435	2	730	26	0	0	0	756
横浜市計	10,032	12,161	228	22,421	527	0	1	0	22,949

表4 拋出制国民年金受給権者数（新法）

（平成29年3月31日現在）

種別 区名	老齡基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	寡婦年金	合計	死亡一時金
鶴見区	51,641	1,325	414	26	53,406	42
神奈川区	44,560	1,172	277	11	46,020	30
西区	16,878	413	139	2	17,432	25
中区	26,325	787	227	9	27,348	18
南区	44,567	1,216	285	11	46,079	35
港南区	54,233	1,327	330	14	55,904	39
保土ヶ谷区	46,321	1,160	314	24	47,819	34
旭区	62,780	1,440	347	14	64,581	51
磯子区	40,018	903	220	11	41,152	23
金沢区	51,484	1,168	299	7	52,958	38
港北区	59,081	1,437	429	27	60,974	58
緑区	37,180	969	240	9	38,398	27
青葉区	56,651	1,208	464	16	58,339	45
都筑区	30,801	782	291	13	31,887	26
戸塚区	61,665	1,456	449	11	63,581	48
栄区	33,541	767	201	1	34,510	17
泉区	37,477	877	188	6	38,548	32
瀬谷区	29,603	858	169	7	30,637	34
横浜市計	784,806	19,265	5,283	219	809,573	622

(2) 福祉年金等

福祉年金及び無拠出の基礎年金は、国民年金制度の発足時に一定以上の年齢であった者、20歳前に支給事由が発生した者等に経過的又は補完的に支給される年金ですが、その財源の多くは国庫負担でまかなわれるため、真に年金を必要とする受給権者に支給しようという趣旨から、所得制限や併給制限があります。

また、平成17年4月に、国民年金制度の発展過程において生じた特別の事情により、障害基礎年金等を受給していない障害者を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度が創設されました。特別障害給付金にも、所得制限や併給制限があります。

平成29年3月31日現在の本市の福祉年金及び無拠出の基礎年金の受給権者数並びに特別障害給付金受給資格者数は、表5のとおりです。

表5 福祉年金及び無拠出の基礎年金受給権者数並びに特別障害給付金受給資格者数
(平成29年3月31日現在)

種別 区名	老齢福祉年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	特別障害給付金	合計
鶴見区	5	1,609	0	10	1,624
神奈川区	4	1,479	0	11	1,494
西区	0	509	0	5	514
中区	9	1,093	0	4	1,106
南区	2	1,427	0	12	1,441
港南区	2	1,673	0	21	1,696
保土ヶ谷区	1	1,796	0	13	1,810
旭区	2	2,124	0	23	2,149
磯子区	2	1,122	0	20	1,144
金沢区	1	1,422	0	19	1,442
港北区	5	1,664	0	21	1,690
緑区	2	1,273	0	21	1,296
青葉区	1	1,331	0	17	1,349
都筑区	1	1,214	0	6	1,221
戸塚区	1	1,899	0	18	1,918
栄区	2	930	0	7	939
泉区	2	1,373	0	9	1,384
瀬谷区	3	1,125	0	1	1,129
横浜市計	45	25,063	0	238	25,346

5 国民健康保険事業

1 概況

我が国は、すべての国民に平等に医療を受ける機会を保障するという観点から、医療供給体制の整備を進めるとともに国民皆保険制度を採用し、横浜市国民健康保険は、国民皆保険体制となった昭和36年4月に事業を開始しました。

しかし、国民健康保険をはじめ各医療保険においては、高齢者の医療費を中心に年々歳出が増加する一方、経済の低迷による保険料収入の伸び悩みなどから、深刻な財政の逼迫状況が続いています。

とりわけ、国民健康保険は、高齢者や低所得者が多いという構造的な課題があることから、財政基盤は他の医療保険制度と比べ脆弱であり、医療保険制度の抜本改革を行う必要性が生じてきました。

このような状況に対処するため、昭和58年2月に老人保健法が、昭和59年10月に退職者医療制度が創設され、医療保険制度間の財政調整により年齢格差の是正がなされました。

平成12年度からは介護保険制度が施行され、これに伴い第2号被保険者には、医療保険分に介護納付金分の保険料を上乗せし一体的に徴収されることとなりました。

平成14年7月に医療保険制度全般の見直しが図られ、平成14年10月から一部負担金については、3歳未満は2割、70歳以上の高齢者は1割または一定以上の所得のある者については2割とするとともに、平成15年4月からは、被用者保険の一部負担金についても3割となりました。

平成17年12月、国は国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり持続可能なものとするため、医療制度改革大綱を策定しました。そこで、①安心・信頼の医療の確保と予防の重視、②医療費適正化の総合的な推進、③超高齢社会を展望した新たな医療制度体系の実現という基本的な考え方のもと、平成18年6月に一連の法改正を行い、順次制度改正を実施してきました。

この中では、①都道府県における医療費適正化計画の策定（20年度）、②生活習慣病予防のための各保険者による特定健康診査等の実施（20年度～）、③保険給付内容の見直し（18年度～）、④75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度の創設（20年度）などがありました。

平成22年12月14日の閣議決定で、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革を一体的に行うとする、いわゆる「社会保障と税の一体改革」の検討が始まり、「社会保障改革に関する集中検討会議」での議論を経て、平成24年2月17日に「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定され、関連法案が順次成立しました。この後、平成25年12月5日に、国民健康保険に対する財政支援の拡充、国民健康保険の運営について都道府県が担うことを基本とするなどの事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること等が規定されている「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（社会保障改革プログラム法）」が成立し、国保基盤強化協議会等での議論を経て、平成27年5月27日に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。これを受けて、平成30年度から都道府県が国保の財政運営の責任主体となるなどの新制度の円滑な実施・運営に向けて、国、都道府県、市町村において準備が進められているところです。

一方、本市国保会計は、平成28年度の単年度収支が約17億円の歳入不足となった結果、平成27年度までの約118億円の累積黒字と相殺すると、約101億円の累積黒字となりました。平成19年度以降、4年連続で収支不足となっていました。平成23年度以降は単年度収支としては黒字に転じ、平成25年度には累積赤字の解消を図ることができました。

今後とも市民の健康保持・増進をすすめ、国民皆保険制度の根幹を支える制度として、より安定的な事業運営を図っていきます。

保 險 給 付	保険給付の種類	療養の給付 入院時食事療養費、入院時生活療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費 出産育児一時金 1件 42万円 葬祭費 1件 5万円 障害児育児手当金 1級 80万円、2級 60万円、3級 30万円、4級 10万円
	給付割合	世帯主・世帯員ともに7割（就学前児童は8割、70歳以上は8割（※）又は7割） ※平成26年4月1日以前に70歳の誕生日を迎えた方の自己負担割合は1割に据え置かれ、残り1割分は公費負担（国費）となっています。
	事業給付の範囲	診療 薬剤または治療材料の支給 処置、手術その他の治療 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
保 險	賦課総額	【医療分】 一般被保険者に係る保険料の賦課総額は、次に掲げる合算額から、当該費用に係る国庫負担金等を控除した額の範囲内とする。 一般被保険者に係る①療養給付費から一部負担金を控除した額、②入院時食事療養費、③入院時生活療養費、④保険外併用療養費、⑤療養費、⑥訪問看護療養費、⑦特別療養費、⑧移送費、⑨高額療養費、⑩高額介護合算療養費、前期高齢者納付金等及び特定健康診査等の実施に要する費用の額 ※実際の賦課においては、上記賦課対象額の5.5%を減じている。 （特定健康診査等の実施に要する費用は除く） 【支援分】 後期高齢者支援金に係る保険料の賦課総額は、当該年度の初日における後期高齢者支援金等の納付に要する費用の額から、当該費用に係る国庫負担金等を控除した額の範囲内とする。 【介護分】 介護納付金賦課額の総額は、当該年度の初日における介護給付費納付金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国庫負担金等を控除した額の範囲内とする。
	賦課割合	【医療分】・所得割 60% 【支援分】・所得割 60% 【介護分】・所得割 60% ・均等割 40% ・均等割 40% ・均等割 40%
料	保険料率	【医療分】 ・所得割 6.43% ・均等割 被保険者1人当たり 31,740円 ・保険料最高限度額 540,000円 【支援分】 ・所得割 2.02% ・均等割 被保険者1人当たり 10,170円 ・保険料最高限度額 190,000円 【介護分】 ・所得割 2.03% ・均等割 被保険者1人当たり 12,170円 ・保険料最高限度額 160,000円

	徴収方法	<p>【普通徴収】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替又は納付書納付 ・6月から翌年の3月までの毎月（年10回）に分けて徴収 <p>【特別徴収】（平成28年10月から開始）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の1～4の全てに該当している世帯は、原則、特別徴収となる。 <ol style="list-style-type: none"> 1 世帯主が国民健康保険に加入しており、世帯内の被保険者全員が65歳以上74歳未満 2 世帯主が特別徴収の対象となる公的年金を年額18万円以上受給している。 3 世帯主の介護保険料が公的年金から特別徴収されている。 4 国民健康保険料と介護保険料の合算額が、公的年金受給額の2分の1を超えない。 ・偶数月の年金支払日に年金から天引き
保健活動		<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査及び特定保健指導の実施 ・横浜市歯と口の健康週間事業の共催 ・国保広報冊子の作成 ・健康教育（パネル展示・ヘルスチェック等） ・医療費通知の実施

2 被保険者

平成 28 年度末の被保険者数は 782,199 人で、前年度末に比べ 46,122 人(約 5.59%)減少し、国保世帯数は 507,605 世帯で、20,271 世帯(約 3.99%)減少しています。また、横浜市の人口に対する加入率は 20.98%、世帯加入率は 30.48%となっています。

70 歳以上 74 歳以下の被保険者数は、155,555 人で、前年度末と比較をすると 3,423 人(約 2.20%)減少、被保険者数全体に対する割合は 19.89%となっています。また、退職者医療制度の対象者数は 6,971 人(全被保険者数の 0.89%)で、平成 26 年度に経過措置が終了し新規適用がなくなったことに伴い、前年度末に比べ 6,060 人(約 46.50%)の減少となりました。

区別の被保険者加入状況をみると、中区の 25.90%が最高で、青葉区の 17.14%が最低となっており、国民健康保険の加入率にも市内各区の特色が表れています。

被保険者の事由別異動状況をみると、他市町村との転入・転出及び社会保険の加入・離脱による異動が多くみられますが、これは都市における国保異動の特徴といえます。

なお、平成 20 年 4 月から後期高齢者医療制度が始まり、75 歳以上の被保険者が国民健康保険の被保険者資格を喪失したため、平成 20 年度末の被保険者数及び国保世帯数については、共に大幅な減少となっています。

年度別加入状況

(各年度末)

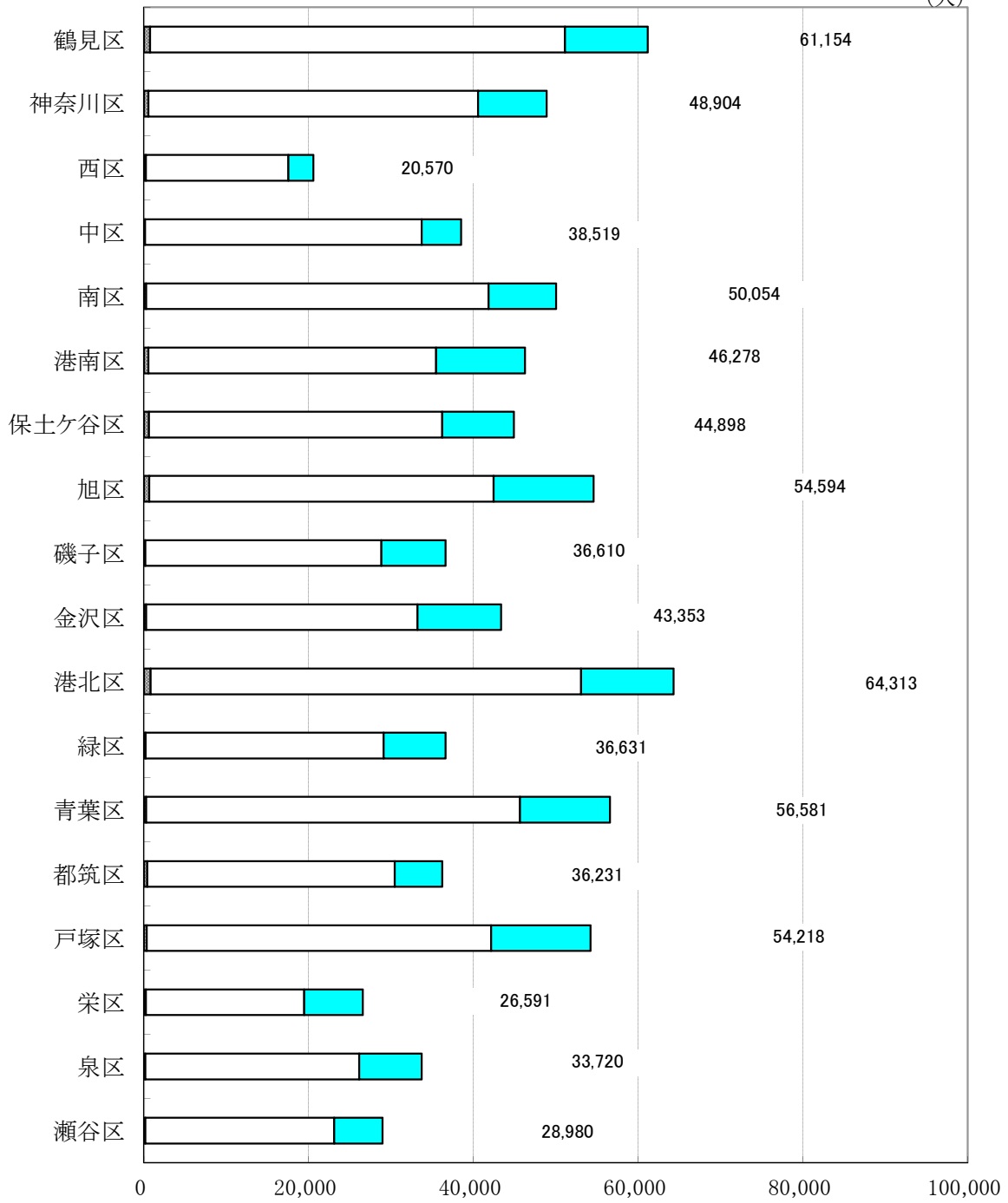
項目 年度	横浜市 人口	被保険 者数	前年比	被保険者 加入率%	横浜市 世帯数	被保険者 世帯数	前年比	世帯加入率 %
H元	3,193,410	777,687	99.52	24.35	1,149,487	368,977	101.97	32.10
H2	3,222,047	779,896	100.28	24.20	1,171,789	378,627	102.62	32.31
H3	3,250,600	785,235	100.68	24.16	1,198,471	389,849	102.96	32.58
H4	3,269,988	798,061	101.63	24.41	1,218,498	403,090	103.40	33.08
H5	3,238,929	814,955	102.12	24.82	1,234,099	421,568	104.58	34.16
H6	3,307,433	825,067	101.24	24.95	1,261,508	450,593	106.89	35.72
H7	3,300,073	850,773	103.12	25.78	1,261,302	469,452	104.19	37.22
H8	3,321,940	888,610	104.45	26.75	1,285,749	470,437	100.21	36.59
H9	3,346,317	921,103	103.66	27.53	1,309,340	490,930	104.36	37.49
H10	3,373,777	963,971	104.65	28.57	1,334,624	517,589	105.43	38.78
H11	3,400,149	1,001,636	103.91	29.46	1,359,184	540,675	104.46	39.78
H12	3,435,554	1,039,924	103.82	30.27	1,379,228	565,802	104.65	41.02
H13	3,470,790	1,079,533	103.81	31.10	1,412,547	592,640	104.74	41.96
H14	3,507,157	1,122,278	103.96	32.00	1,444,360	620,154	104.64	42.94
H15	3,538,352	1,148,547	102.34	32.46	1,472,236	639,735	103.16	43.45
H16	3,562,281	1,165,514	101.48	32.72	1,495,207	654,578	102.32	43.78
H17	3,586,628	1,174,580	100.78	32.75	1,489,266	668,261	102.09	44.87
H18	3,609,078	1,177,415	100.24	32.62	1,514,847	678,091	101.47	44.76
H19	3,635,033	1,174,768	99.78	32.32	1,542,127	684,152	100.89	44.36
H20	3,659,010	932,380	79.37	25.48	1,566,960	555,260	81.16	35.44
H21	3,672,985	933,220	100.09	25.41	1,582,149	559,792	100.82	35.38
H22	3,686,481	932,556	99.93	25.30	1,587,531	561,631	100.03	35.38
H23	3,688,624	926,198	99.32	25.11	1,598,341	561,150	99.91	35.11
H24	3,693,788	912,325	99.50	24.70	1,609,747	556,999	99.26	34.60
H25	3,702,093	887,737	97.30	23.98	1,623,606	549,793	98.71	33.86
H26	3,709,467	860,303	96.91	23.19	1,632,193	540,152	98.25	33.09
H27	3,725,042	828,321	96.28	22.24	1,652,584	527,876	97.73	31.94
H28	3,728,124	782,199	94.43	20.98	1,665,516	507,605	96.16	30.48

(注) 横浜市人口及び世帯数は、総務局総務課「人口ニュース」による。

被保険者区別加入状況

(平成29年3月31日現在)

(人)



■退職被保険者等(70歳未満) □一般被保険者(70歳未満) ■一般被保険者(70歳以上)

被保険者事由別異動状況

(平成28年度)

	増 加								減 少								差 引 増 減 A-B	
	出 生	転 入		社 会 保 険 離 脱	生 活 保 護 廃 止	世 帯 変 更	そ の 他	計 A	死 亡	転 出		社 会 保 険 加 入	生 活 保 護 開 始	世 帯 変 更	後 期 高 齢 加 入	そ の 他		計 B
		市 外	区 間							市 外	区 間							
世 帯	7	21,951	9,838	45,128	1,887	8,318	22,206	109,335	4,728	18,261	9,218	59,392	3,544	3,533	20,592	10,358	129,626	△ 20,291
人 員	3,071	30,978	14,003	95,070	2,701	15,781	8,083	169,687	4,917	25,640	13,881	100,815	4,821	15,488	23,903	26,358	215,823	△ 46,136

3 保険給付

(1) 療養の給付

療養の給付は、被保険者の疾病及び負傷に対して、診察、薬剤、手術その他の治療、病院又は診療所への入院等の医療サービスを給付するもので、保険給付の中心をなすものです。

法定給付割合は7割ですが、70歳以上の方については8割※（ただし一定以上所得者は7割）、就学前児童については8割となっています。

※平成26年4月1日以前に70歳の誕生日を迎えた方の自己負担割合は1割に据え置かれ、残り1割分は公費負担（国費）となっています。

医療費基礎事項実績

(平成28年度)

	当 初 予 算(A)	決 算(B)	差引(A)－(B)
総 費 用 額	288,354,063,000 円	277,251,914,499 円	11,102,148,501 円
一 般 分	282,794,702,000 円	272,984,000,232 円	9,810,701,768 円
退 職 者 分	5,559,361,000 円	4,267,914,267 円	1,291,446,733 円
保 険 者 負 担 額	241,025,222,000 円	231,370,276,866 円	9,654,945,134 円
一 般 分	236,116,581,000 円	227,874,173,231 円	8,242,407,769 円
退 職 者 分	4,908,641,000 円	3,496,103,635 円	1,412,537,365 円
被 保 険 者 数	840,290 人	813,645 人	26,645 人
一 般 分	826,879 人	803,544 人	23,335 人
退 職 者 分	13,411 人	10,101 人	3,310 人
受 診 率	1772.75 件/100 人	1764.73 件/100 人	8.02 件/100 人
一 般 分	1766.63 件/100 人	1760.88 件/100 人	5.75 件/100 人
退 職 者 分	2150.26 件/100 人	2070.97 件/100 人	79.29 件/100 人
1 件あたり費用額	19,357 円	19,309 円	48 円
一 般 分	19,359 円	19,293 円	66 円
退 職 者 分	19,279 円	20,402 円	△1,123 円
1 人あたり費用額	343,160 円	340,753 円	2,407 円
一 般 分	342,003 円	339,725 円	2,278 円
退 職 者 分	414,537 円	422,524 円	△7,987 円

※ 保険者負担額には、出産育児一時金、葬祭費、障害時育児一時金も含まれます。

※ 受診率とは、被保険者100人当たりの受診件数です。

療養の給付の状況（負担区分別）一般分

年度	件数 (件)	費用額 (円)	保険者負担金 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分	
					他法優先 (円)	国保優先 (円)
25	8,995,424	264,485,269,775	193,273,904,540	59,810,522,937	0	11,400,842,298
26	8,991,597	267,732,646,451	196,026,220,236	60,354,290,495	0	11,352,135,720
27	8,964,685	275,993,797,032	201,998,428,898	63,236,927,045	0	10,758,441,089
28	8,723,660	269,085,770,055	196,354,719,288	62,950,925,230	0	9,780,125,537

※ 支払義務額ベース

※ 件数のみ薬剤・食事療養分を含まない。

療養の給付の状況（負担区分別）退職分

年度	件数 (件)	費用額 (円)	保険者負担金 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分	
					他法優先 (円)	国保優先 (円)
25	388,918	12,249,416,483	8,567,245,528	3,400,650,691	0	281,520,264
26	307,421	9,662,844,216	6,758,334,410	2,674,651,364	0	229,858,442
27	221,279	7,240,090,283	5,061,455,944	2,016,589,213	0	162,045,126
28	130,158	4,210,458,721	2,941,110,603	1,160,608,758	0	108,739,360

※ 支払義務額ベース

※ 件数のみ薬剤・食事療養分を含まない。

療養の給付の状況（診療別）一般分

(平成28年度)

		件数 (件)	日数 (日)	費用額 (円)	受診率 (%)	1件あたり 日数 (日)	1件あたり 費用額 (円)	1人あたり 費用額 (円)
一般 診療	入院	156,809	2,193,300	89,426,911,490	19.51	13.99	570,292	111,291
	入院外	6,944,321	11,000,135	95,566,096,453	864.21	1.58	13,762	118,931
歯科診療		1,601,787	3,033,346	21,118,666,740	199.34	1.89	13,184	26,282
薬剤支給		5,043,775	(6,116,148)	57,873,522,670				
食事療養		(147,538)	(5,539,022)	3,677,590,072				
訪問看護		20,743	132,621	1,422,982,630	2.58	6.39	68,601	1,771
合計		13,767,435	16,359,402	269,085,770,055	1,085.65	1.88	30,846	334,874

療養の給付の状況（診療別）退職分

(平成28年度)

		件数 (件)	日数 (日)	費用額 (円)	受診率 (%)	1件あたり 日数 (日)	1件あたり 費用額 (円)	1人あたり 費用額 (円)
一般 診療	入院	2,254	30,711	1,332,450,650	22.31	13.63	591,149	131,913
	入院外	102,242	162,556	1,568,168,350	1012.20	1.59	15,338	155,249
歯科診療		25,390	47,972	331,919,140	251.36	1.89	13,073	32,860
薬剤支給		73,727	(88,645)	905,662,820				
食事療養		(2,144)	(74,351)	50,662,961				
訪問看護		272	1,817	21,594,800	2.69	6.68	79,393	2,138
合計		203,885	243,056	4,210,458,721	1,288.57	1.87	32,349	416,836

※ 「薬剤支給日数」欄の()内は、処方箋の枚数

受診率及び1件あたり日数、費用額、1人あたり費用額の算出にあたっては、件数、日数は薬剤・食事療養分を含まない。

(2) 療養費等

療養費は、緊急その他やむを得ない理由により保険が使えずに医療機関を受診した場合、治療用装具を装着した場合、柔道整復師等の施術を受けた場合等に、療養の給付に代えて支給する現金給付です。

平成 28 年度の全被保険者に対する支給額（保険者負担金）を診療別にみると、柔道整復約 18 億 9,627 万円、針灸マッサージ約 6 億 5,151 万円、その他約 3 億 4,562 万円となっています。

療養費の支給状況（負担区分別）一般分

年度	件数 (件)	費用額 (円)	保険者負担金 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分	
					他法優先 (円)	国保優先 (円)
25	438,774	4,485,560,465	3,285,602,381	915,396,318	0	284,561,766
26	428,213	4,330,974,996	3,185,899,890	867,582,770	0	277,492,336
27	413,683	4,202,474,484	3,088,389,543	852,720,378	0	261,364,563
28	381,989	3,898,230,177	2,853,171,244	809,266,251	0	235,792,682

※ 支払義務額ベース、移送費、食事・生活療養費を含む。

療養費の支給状況（負担区分別）退職分

年度	件数 (件)	費用額 (円)	保険者負担金 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分	
					他法優先 (円)	国保優先 (円)
25	16,516	166,862,198	117,215,950	43,017,612	0	6,628,636
26	12,827	132,131,038	92,707,704	31,793,505	0	7,629,829
27	8,882	93,332,226	65,629,840	21,186,101	0	6,516,285
28	5,304	57,455,546	40,258,372	13,536,248	0	3,660,926

※ 支払義務額ベース、移送費、食事・生活療養費を含む。

(3) 高額療養費

高額療養費は、被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給する制度です。

高額療養費の支給状況

年度	一般分		退職分	
	件数 (件)	高額療養費支給額 (円)	件数 (件)	高額療養費支給額 (円)
25	406,651	22,188,736,866	13,206	1,252,582,657
26	442,053	23,019,521,354	10,770	996,562,506
27	500,316	25,165,020,528	9,611	815,648,645
28	541,138	26,271,667,801	5,727	511,033,351

※ 支払義務額ベース

(4) 高額介護合算療養費

同一世帯における「国民健康保険の自己負担額」と「介護保険の自己負担額」の1年間の合計額が、自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額がそれぞれの保険から支給されます。

高額介護合算療養費の支給状況

年 度	一 般 分		退 職 分	
	件 数 (件)	高額介護合算療養費支給額 (円)	件 数 (件)	高額介護合算療養費支給額 (円)
25	562	9,000,576	0	0
26	609	11,428,650	0	0
27	706	12,948,848	0	0
28	823	16,447,223	0	0

※ 支払義務額ベース

(5) その他の給付

被保険者が出産したときに出産育児一時金として42万円、被保険者が死亡したときに、その葬祭を行った方に葬祭費として5万円が支給されます。また、任意給付として出生した赤ちゃんに先天性の障害や異常が発現したとき、その程度に応じて障害児育児手当金が支給されます。

その他の給付の支給状況

年 度	出産育児一時金		葬 祭 費		障害児育児手当金	
	件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)
25	4,494	1,696,380,602	4,703	235,150,000	25	17,300,000
26	4,373	1,644,175,877	4,831	241,560,000	14	8,600,000
27	4,060	1,510,798,590	4,613	230,655,000	13	8,100,000
28	3,706	1,388,480,696	4,562	228,100,000	12	7,500,000

※ 支払義務額ベース

一部負担金減免

(平成28年度)

区 分	項 目	件 数	給付改善分 (円)	備 考
	全 体	943 (0)	8,959,982 (0)	療養費免除分を含む
	(再掲東日本大震災分)	907 (0)	3,210,432 (0)	

※ () 内は退職分の再掲

4 保健事業

(1) 特定健康診査・特定保健指導

メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を早期に発見し、生活習慣を改善することで生活習慣病の発症と重症化を予防するため、高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき実施しました。

ア 特定健康診査

(ア) 対象者

①平成 28 年 4 月 1 日現在の横浜市国民健康保険の被保険者で平成 29 年 3 月 31 日までに 40 歳～75 歳の誕生日を迎える者（国の基準による対象者）

②平成 28 年 4 月 2 日以降に横浜市国民健康保険の被保険者になった者で、平成 29 年 3 月 31 日までに 40～75 歳の誕生日を迎える者（横浜市独自の対象者）

(イ) 自己負担額

1,200 円（国の基準による対象者のうち前年度の個人市民税非課税者は 400 円）

(ロ) 実施機関

横浜市医師会会員医療機関他（約 1,200 機関）

(ハ) 受診者数等

113,145 人（受診率 21.0%）

イ 特定保健指導

(ア) 対象者

特定健康診査の結果、国の基準により、生活習慣の改善が必要とされた者

(イ) 自己負担額

無料

(ロ) 実施機関

本市国民健康保険特定保健指導業務受託事業者（22 事業者）

(ハ) 利用者数等

834 人（実施率 6.30%）

(2) 糖尿病重症化予防事業

モデル 5 区（鶴見区・南区・保土ヶ谷区・港南区・旭区）にて平成 28 年度特定健康審査の結果、HbA1c7.0%以上でかつ特定保健指導の対象外である者を抽出し、医療機関への受診勧奨、6 か月間の個別保健指導の事業を実施しました。

(3) 後発医薬品差額通知

継続的に服用する生活習慣病にかかる医薬品を対象に、先発医薬品を後発医薬品に変更した場合の差額（一部負担金の差額）を案内する通知を、2 か月に一度発送を行いました。

平成 28 年度は、141,084 人に差額通知を発送しました。

事業開始 平成 23 年度

(4) 重複・頻回受診対策事業

重複・頻回受診、大量服薬による医療費の増加を抑制するとともに、被保険者の健康管理と生活の質の向上を図るため、重複受診、頻回受診、多種・多量服薬の対象者に対して適正受診するように指導を行いました。

事業開始 平成 27 年度

(5) 医療費通知

健康に対する被保険者の認識を深め、ひいては国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的として、平成 28 年度は 514,172 世帯に受診医療費の額等を通知しました。

事業開始 昭和 55 年度

5 保険料

平成 28 年度は、現年度分約 780 億 4,900 万円、滞納繰越分約 33 億 6,194 万円、合計約 814 億 1,094 万円の収納がありました。

医療分は、法定給付費（療養給付費、療養費、高額療養費等）等を基礎賦課総額とし、支援分は、後期高齢者支援金等の一部に充てるための額を後期高齢者支援金等賦課総額とし、介護分（40 歳以上 65 歳未満の被保険者）は、介護納付金の一部に充てるための額を介護納付金賦課総額として、それぞれ賦課しています。

横浜市では、被保険者の保険料負担を軽減するため、賦課総額の算定にあたり、毎年多額の市費を繰り入れています。

保険料賦課・収納状況 (平成 28 年度) (単位：千円)

		調 定 額	収 納 額	不納欠損額	収入未済額	収納率%
一 般 分	現年度分	81,211,380	76,741,271	0	4,470,108	94.50%
	滞納繰越分	14,100,458	3,323,280	3,583,065	7,194,113	23.57%
	計	95,311,838	80,064,551	3,583,065	11,664,221	84.00%
退 職 分	現年度分	1,325,675	1,307,723	0	17,952	98.65%
	滞納繰越分	138,097	38,661	39,375	60,061	28.00%
	計	1,463,772	1,346,384	39,375	78,013	91.98%
合 計	現年度分	82,537,055	78,048,995	0	4,488,060	94.56%
	滞納繰越分	14,238,555	3,361,941	3,622,440	7,254,174	23.61%
	計	96,775,610	81,410,935	3,622,440	11,742,234	84.12%

6 福祉医療事業

1 ひとり親家庭等医療費助成事業

母子家庭・父子家庭・養育者家庭の生活の安定と自立を支援するため医療費の一部を助成します。

- (1) 医療費助成の対象者
市内に住所を有する医療保険加入者で次のいずれかに該当する方
ア ひとり親家庭等の父又は母及び養育者
イ ひとり親家庭等の父又は母及び養育者に扶養されている 18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの児童（中程度以上の障害の状態にある場合、高等学校等に在学中の場合は 20 歳未満まで）
ウ 所得制限基準以内の方
- (2) 医療証の交付
対象となる方に「**親**福祉医療証」を交付します。
- (3) 助成の範囲
保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額は除く。）
- (4) 助成の方法
医療機関などで医療証を使用した場合は、医療機関に対して本市から支払い（現物給付）をし、医療証を使用しなかった場合は、対象者に対して直接市から支払い（現金給付）をします。
- (5) 医療証の交付状況（平成 28 年度）
対象者 43,202 人
- (6) 医療費支給状況（平成 28 年度）
件数 645,417 件
金額 1,705,237,138 円

2 小児医療費助成事業

0 歳から中学卒業までの小児の健康保持及びその家庭の生活の安定を図るため、小児の医療費の一部を助成します。

- (1) 医療費助成の対象者
市内に住所を有し、医療保険に加入している中学校卒業までの小児
ただし、ひとり親家庭等医療費助成、重度障害者医療費助成事業に該当する小児を除きます。
また、1 歳以上については所得制限を導入しています。
- (2) 助成の範囲
保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額は除く。）
以下の表のとおり、年齢により、助成の範囲・方法に違いがあります。

年 齢	0 歳	1 歳～小学 3 年生	小学 4 年生～中学卒業
助 成 対 象	入院・通院	入院・通院	入院のみ
対象となる方	全員	本市が定める所得制限限度額未満の方	
医 療 証	あ り		な し

- (3) 助成の方法
医療機関などで医療証を使用した場合は、医療機関に対して本市から支払い（現物給付）をし、医療証を使用しなかった場合は、対象者に対して直接市から支払い（現金給付）をします。
- (4) 所得制限

扶養親族等の数	入院・通院の所得制限限度額
0 人	540 万円
1 人	578 万円
2 人	616 万円
3 人	654 万円
4 人以上	（1 人増すごとに 38 万円加算）

- (5) 対象者数（平成 28 年度）

0歳・・・・・・・・・・ 29,287人
1歳～小学3年生・・・・・・・・ 206,491人

(6) 医療費支給状況（平成28年度）

件数 4,442,038件
金額 8,086,850,426円

3 小児慢性特定疾病医療給付

児童福祉法に基づき、小児の慢性疾患の治療研究を推進し、医療の確立と患者家庭の医療費の負担軽減を図ることを目的としています。

(1) 給付の対象者

市内に住所を有し、次の疾患群に該当する疾患に罹患している18歳未満（20歳未満まで延長可）の方

- ア 悪性新生物（小児がん）
- イ 慢性腎疾患
- ウ 慢性呼吸器疾患
- エ 慢性心疾患
- オ 内分泌疾患
- カ 膠原病
- キ 糖尿病
- ク 先天性代謝異常
- ケ 血液疾患
- コ 免疫疾患
- サ 神経・筋疾患
- シ 慢性消化器疾患
- ス 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
- セ 皮膚疾患群

※平成27年1月1日から、法制化に伴い、小児慢性特定疾患医療給付事業から小児慢性特定**疾病**医療給付事業となり、対象疾病数の増（514から704へ）、自己負担割合の減（就学児以上は3割から2割へ）、自己負担上限額の改正（26年12月31日までの既認定者は3年間の経過措置あり）などがありました。

(2) 受診券の交付

申請に基づき、小児慢性特定疾病医療の給付を決定したとき、「小児慢性特定疾病医療受給者証」を交付します。

(3) 給付の範囲

保険診療の一部負担金。（入院時食事療養費標準負担額を含む。）
ただし、家族の所得状況に応じて限度額があります。

(4) 給付の方法

医療費の家族負担分を本市が医療機関に支払い（現物給付）をし、医療受診券を医療機関の窓口等で使用しなかった場合は、受給者に対して直接市から支払い（現金給付）をします。（所得に応じて自己負担あり）

(5) 有効期間

最長1年間

(6) 受給者数（平成28年度）

3,504人

(7) 支給金額（平成28年度）

692,577,303円

4 育成医療給付

障害者自立支援法の規定に基づき、身体上の障害を有する児童又はこれを放置すると将来において障害を残すと認められる児童で、手術等によって確実な治療効果が見込まれる場合に医療を給付します。

(1) 給付の対象者

市内に住所を有し、生まれつき又は病気などにより身体に下記の障害のある 18 歳未満のお子さんで、指定医療機関で治療を受ける方

ア 肢体不自由によるもの（先天性股関節脱臼など）

イ 視覚障害によるもの（眼瞼欠損など）

ウ 聴覚、平衡機能障害によるもの（外耳奇形など）

エ 音声、言語、そしゃく機能障害によるもの（口蓋裂など）

オ 内臓障害によるもの（食道閉鎖など）

（心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸及び小腸機能障害を除く内臓障害については、先天性のものに限る。）

カ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害によるもの

(2) 受給者証の交付

申請に基づき、自立支援医療費育成医療の給付を決定したとき、「自立支援医療（育成医療）受給者証」を交付します。

(3) 給付の範囲

保険診療の一部負担金が 1 割負担になります。

ただし、本人及び家族の所得状況に応じて限度額があります。

（生活保護世帯を除き、入院時食事療養費標準負担額は除く。）

(4) 受給者数（平成 28 年度）

412 人

(5) 支給金額（平成 28 年度）

28,793,008 円

5 結核児童療育医療給付

児童福祉法に基づき、児童の心身両面にわたる健全な育成を目的として、結核児童に対する療育の給付等を実施します。

(1) 給付の対象者

市内に住所を有する結核に罹患した児童であって、その治療に特に長期間を要し、医師が入院の必要を認めた方

(2) 療育券の交付

申請に基づき、療育の給付を決定したとき、「療育券」を交付します。

(3) 給付の範囲

保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額を含む。）、一定範囲の学習用品・日用品

(4) 給付の方法

指定医療機関において「療育券」を提示し療育の給付を受けた自己負担分及び学習用品・日用品について、現物給付します。ただし、家族の所得状況に応じて限度額があります。

(5) 受給者数（平成 28 年度）

1 人

(6) 支給金額（平成 28 年度）

190,908 円

6 未熟児養育医療給付

母子保健法の規定に基づき、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対して、その養育に必要な医療給付を実施します。

(1) 給付の対象者

市内に住所を有し、体重が 2,000g 以下又は身体の発育が未熟なままで生まれ、指定医療機関に入院した乳児（0 歳児）

(2) 未熟児養育医療券の交付

申請に基づき、未熟児養育医療の給付を決定したとき、「養育医療券」を交付します。

(3) 給付の範囲

保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額を含む。）

ただし、家族の所得状況に応じて限度額があります。

(4) 給付の方法

医療費の家族負担分を本市が医療機関に支払い（現物給付）をします。

(5) 受給者数（平成 28 年度）

758 人

(6) 支給金額（平成 28 年度）

185,099,260 円

7 重度障害者医療費助成事業

重度障害者の健康保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を助成します。

(1) 医療費助成の対象者

市内に住所を有する被用者保険加入者又は横浜市国民健康保険加入者若しくは横浜市の後期高齢者医療制度加入者で、次のいずれかに該当する方

ア 1 級又は 2 級の身体障害者手帳を所有する方

イ 知能指数 35 以下の方

ウ 3 級の身体障害者手帳を所有し、知能指数 50 以下の方

エ 1 級の精神障害者保健福祉手帳を有する方（ただし、入院費用は除く。）[平成 25 年 10 月から]

(2) 医療証の交付

対象となる方に、「横浜市重度障害者医療証」を交付します。

(3) 助成の範囲

保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額は除く。）

(4) 助成の方法

医療機関などで医療証を使用した場合は、医療機関に対して本市から支払い（現物給付）をし、医療証を使用しなかった場合は、対象者に対して直接市から支払い（現金給付）をします。

(5) 医療証の交付状況（平成 28 年度）

対象者 53,654 人

(6) 医療費支給状況（平成 28 年度）

件数 1,831,613 件

金額 10,117,770,384 円

8 更生医療給付

障害者自立支援法の規定に基づき、身体障害者に対して、障害を軽減したり機能を回復したりするために必要な医療を給付します。

(1) 給付の対象者

市内に住所を有し、18 歳以上で次のア・イの両方を満たす方

ア 身体障害者手帳を持っている方

イ 都道府県・政令市・中核市により指定を受けた医療機関において、身体障害者手帳に書かれている障害を軽減したり機能を回復したりするために必要な医療（例：角膜手術、人工関節置換術、心臓手術、人工透析療法、腎移植術、腎移植後の抗免疫療法、抗 HIV 療法・肝臓移植術など）を受ける方

(2) 受給者証の交付

申請に基づき更生医療の給付を決定したとき、「自立支援医療（更生医療）受給者証」を交付します。

(3) 給付の範囲

保険診療の一部負担金が 1 割負担になります。

ただし、本人及び家族の所得状況に応じて限度額があります。

（生活保護世帯を除き、入院時食事療養費標準負担額は除く。）

(4) 受給者数（平成 28 年度）

1,874 人

(5) 支給金額（平成 28 年度）

4,847,142,864 円

7 後期高齢者医療

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、後期高齢者医療事業を実施し、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とするものです。都道府県ごとに設立された後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と市町村が連携して運営する医療制度で、平成 20 年 4 月に創設されました。

1 資格

(1) 対象者

75 歳以上の方及び 65 歳以上 75 歳未満で一定の障害の状態にあることにより広域連合の認定を受けた方

(2) 被保険者数（平成 28 年度末）

横浜市合計…414,887 人

鶴見区	26,355	保土ヶ谷区	25,816	青葉区	28,025
神奈川区	24,029	旭区	34,900	都筑区	15,543
西区	9,520	磯子区	21,563	泉区	19,574
中区	14,228	金沢区	26,352	栄区	17,447
南区	24,314	港北区	31,396	戸塚区	31,921
港南区	28,698	緑区	18,976	瀬谷区	16,230

2 保険料

(1) 算定

被保険者全員が等しく負担する均等割額と被保険者の前年所得に応じて負担する所得割額を合計した額が保険料となります。均等割と所得割の配分割合は、各都道府県の所得水準で決まります。平成 28 年度及び 29 年度の算定基準は次のとおりです。なお、保険料率等は 2 年ごとに見直しを行います。

ア 配分割合

均等割 40% 所得割 60%（神奈川県内）

（平均的な所得水準の広域連合 均等割 50% 所得割 50%）

イ 賦課限度額（年間）

570,000 円

ウ 保険料率

均等割額 43,429 円 所得割率 8.66%

エ 低所得者及び元被扶養者の保険料軽減

低所得者 → ①世帯の所得に応じて、均等割額を軽減（軽減割合：9割・8.5割・5割・2割）

②個人の所得に応じて、所得割額を軽減（軽減割合：5割）

元被扶養者 → 均等割額を9割軽減（所得割額の賦課なし）

		原則（本則）	28年度の軽減措置
低所得者	均等割	7割・5割・2割軽減	9割・8.5割・5割・2割軽減
	所得割	軽減制度なし	5割軽減 （年金収入で153万円～211万円の方）
被扶養者	均等割	加入から2年間 5割軽減	9割軽減
	所得割	加入から2年間 賦課なし	賦課なし

(2) 収納状況（平成 28 年度）

ア 現年度分

(7) 賦課収納状況

	調定額 (千円)	収入額 (千円)	収納率 (%)	納付方法別収納率 (%)			還付未済額 (千円)
				特別徴収	口座振替	納付書	
当初予算	38,936,553	38,660,104	99.29	—	—	—	—
決算	38,860,773	38,659,421	99.48	100	99.85	97.94	65,300

(イ) 区別収納率 (%)

鶴見区	99.04	保土ヶ谷区	99.51	青葉区	99.62
神奈川区	99.34	旭区	99.68	都筑区	99.48
西区	99.33	磯子区	99.40	泉区	99.78
中区	98.83	金沢区	99.64	栄区	99.82
南区	99.20	港北区	99.45	戸塚区	99.58
港南区	99.47	緑区	99.44	瀬谷区	99.68

※還付未済を含む。

イ 滞納繰越分

(7) 賦課収納状況

	調定額 (千円)	収入額 (千円)	収納率 (%)	納付方法別 収納率 (%)	不納欠損額 (千円)	還付未済額 (千円)
				納付書		
当初予算	—	148,568	—	—	—	—
決算	434,014	134,256	30.93	30.93	88,707	1,611

(イ) 区別収納率 (%)

鶴見区	24.82	保土ヶ谷区	30.67	青葉区	33.19
神奈川区	25.02	旭区	43.62	都筑区	37.97
西区	33.04	磯子区	30.01	泉区	55.18
中区	24.34	金沢区	40.96	栄区	52.55
南区	35.46	港北区	30.21	戸塚区	21.67
港南区	33.71	緑区	22.18	瀬谷区	38.85

※還付未済を含む。

3 給付

(1) 自己負担割合

入院・外来ともかかった総医療費の1割。ただし、現役並みの所得がある方は3割負担（注1）。

(2) 高額療養費の支給

複数の医療機関を利用したなど、外来の個人単位の一部負担金合計額が【表】のAの限度額を超えたり、同一世帯の被保険者の外来・入院の自己負担の合計額が1か月で【表】のBの限度額を超えた場合、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。高額療養費は、まず個人単位で外来分を合算して【表】のAの限度額を適用し、次に入院分を合わせて世帯単位で【表】のBの限度額を適用して計算します。

なお、月の途中で75歳の誕生日を迎える方は、誕生月は、自己負担限度額を本来額の2分の1に減額します。

【表】 自己負担割合及び自己負担限度額

所得区分	自己負担割合	A 外来(個人単位)	B 外来・入院を合わせた限度額(世帯単位)
現役並み所得者 (注1)	3割	44,400円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% ※過去12か月に限度額を超えた支給を3回以上受けた場合、4回目以降は44,400円
一般	1割	12,000円	44,400円
区分Ⅱ(低所得者Ⅱ) (注2)	1割	8,000円	24,600円
区分Ⅰ(低所得者Ⅰ) (注3)	1割		15,000円

(注1) 市民税の課税所得が145万円以上の被保険者及びその被保険者と同一世帯の他の被保険者。

ただし、昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者で、本人及び被保険者である世帯員の旧ただし書き所得(前年の総所得金額等から33万円を控除した額)の合計額が210万円以下の場合には、自己負担割合が1割になります。

また、次の①又は②の要件に該当するときに、区役所窓口申請し認定されると、自己負担割合が1割になる場合があります。

- ① 同一世帯に被保険者が二人以上いる場合、被保険者全員の収入の合計額が520万円未満
- ② 同一世帯に被保険者が一人で、次のア・イのいずれかに該当するとき
 - ア 被保険者本人の収入額が383万円未満
 - イ 被保険者本人の収入額が383万円以上であっても、同じ世帯の70～74歳の方を含めた収入の合計額が520万円未満

(注2) 同一世帯の方全員が、市民税非課税である被保険者(低所得Ⅰ以外の方)。

(注3) 同一世帯の方全員が、市民税非課税で、かつ、その世帯全員の各所得が0円(年金収入は控除額を80万円として計算)となる被保険者。

(3) 入院時食事療養費・生活療養費

入院したときは、食事代等の負担があります。

なお、所得区分が「区分Ⅱ」及び「区分Ⅰ」に該当する方は、食事代等が軽減されます。入院の際には、区役所窓口で申請し、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けてください。

ア 一般の病院：食事療養標準負担額を負担します。

所得区分		食費（1食あたり）
一般・現役並み所得者		360円（注4）
区分Ⅰ・Ⅱに該当しない指定難病患者		260円
区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）	90日までの入院	210円
	過去12か月の間に91日以上入院	160円
区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）		100円

（注4） 平成28年3月までは260円、平成28年4月からは360円です。

イ 療養病床：生活療養標準負担額（食費と居住費）を負担します。

所得区分	食費（1食あたり）	居住費（1日あたり）
一般・現役並み所得者	460円（420円*1）	320円
区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）	210円	
区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）	130円	
うち、老齢福祉年金受給者	100円	0円

※ 入院医療の必要性の高い状態が継続する方及び回復期リハビリテーション病棟に入院している方については、食事療養標準負担額を負担し、生活療養標準負担額の負担はありません。

※ *1は入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している場合の額。